

## 報告事項2（周知・報告）

令和5年度（令和6年1月1日以降同年3月31日まで）における  
教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年4月22日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

## 令和5年度における教職員の懲戒処分の状況について

### 1 報告期間

令和6年1月1日から同年3月31日まで

### 2 概 要

期間中、23件（23名）の懲戒処分を行った。※ [ ] 内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	2 [0]	2 [2]	6 [9]	0 [0]	10 [11]
支援学校	1 [0]	1 [2]	4 [1]	0 [1]	6 [4]
中学校	0 [1]	2 [0]	2 [1]	0 [1]	4 [3]
小学校	2 [0]	0 [0]	1 [0]	0 [0]	3 [0]
合 計	5 [1]	5 [4]	13 [11]	0 [2]	23 [18]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	3 [0]	4 [2]	5 [4]	0 [1]	12 [7]
公金公物関係	0 [0]	0 [2]	7 [7]	0 [1]	7 [10]
公務外非行関係	2 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	2 [1]
交通法規違反等	0 [0]	1 [0]	1 [0]	0 [0]	2 [0]
合 計	5 [1]	5 [4]	13 [11]	0 [2]	23 [18]

#### (1) 一般服務関係…12件（12名）

##### ①体罰等…3件（3名）

##### ア 府立高等学校 男性教諭（48歳）『減給6月』

令和5年11月12日、生徒を背後から羽交い絞めにし、一時的に意識を失わせるなどの傷害行為を行った。

[管理監督責任]

校 長（60歳） 訓告

##### イ 市立中学校 男性講師（38歳）『減給3月』

令和5年5月頃、生徒の頭部を腕で締め上げる行為を行った。また、令和6年1月17日、生徒の胸ぐらを掴み、首元に腕を回して倒し、生徒にまたがって左脇腹及び左側頭部を合計2回殴った。

[管理監督責任]

校 長（51歳） 嚴重注意

##### ウ 市立中学校 男性教諭（25歳）『停職1月』

令和5年9月10日、部活動の引率中、部員Aの頬を手で3回、手に持

った財布で1回叩き、部員Bの頬を手で1回叩く体罰を行った。更にその後、少なくとも1時間以上の罰走をさせるなどの不適切な行為を行った。

また、令和5年5月から8月にかけて、部活動中や授業中に、複数の部員らに対し不適切な言動を行った。

**〔管理監督責任等〕**

校長（56歳） 訓告

教諭（33歳） 訓告

**②生徒への不適切な言動等…4件（4名）**

**ア 府立支援学校 男性教諭（58歳）『停職1月』**

高等部の男子生徒に対し、生徒に駆け寄って自身の尻を相手の腰付近にぶつける、生徒の尻を自身の膝で蹴る、生徒が乗った車いすを前方に手を放して押し出す、また、押し出した車いすを他の生徒に受け止めさせるなどの不適切な行為を行った。

**〔管理監督責任〕**

校長（56歳） 訓告

**イ 府立高等学校 男性教諭（35歳）『減給1月』**

令和3年8月から令和4年4月までの間、勤務校の女子生徒1名と、勤務時間中を含めて、SNSで私的なやり取りを合計約300回、通話を約3時間行った。また、合計4回にわたり、2人きりで私的に外出するなど行った。

**〔管理監督責任〕**

前校長（63歳） 厳重注意

**ウ 市立中学校 男性教諭（36歳）『減給3月』**

令和4年12月24日夕方、自家用車で勤務校の女子生徒と約2時間、2人でドライブを行った。また、信号で停車中の車内で、当該生徒に自身の頭を触らせる、生徒の手や頭を触れる等を行った。

**エ 府立支援学校 男性講師（26歳）『停職6月』**

令和5年7月から令和6年2月にかけて、勤務校の女子生徒に対し、SNSでメッセージを少なくとも合計375回以上送信し、私的なやりとりを行った。

その他、校内で当該生徒に不適切な身体接触を行った。

**〔管理監督責任〕**

校長（62歳） 訓告

③生徒へのセクハラ… 2件（2名）

ア 市立中学校 男性教諭（31歳）『停職6月』

令和5年7月、担当する理科の授業時間において、学習指導要領を逸脱した不適切な授業を行った。

[管理監督責任]

校長（49歳） 訓告

イ 府立高等学校 男性非常勤講師（68歳）『懲戒免職』

令和5年9月及び11月、勤務校で、複数の女子生徒らに対し、無断で、その脚等の写真を合計26枚を撮影した。また、令和元年11月から令和5年9月にかけて、駅のホームや路上等で一般女性の脚等を無断で11枚撮影した。

[管理監督責任]

校長（54歳） 訓告

④欠勤… 1件（1名）

・ 府立支援学校 男性実習助手（23歳）『懲戒免職』

令和5年9月11日から令和6年1月23日までの間において、延べ59回、合計58日と5時間45分にわたり、正当な理由なく欠勤をした。

⑤経歴詐称… 1件（1名）

・ 府立支援学校 男性実習助手（39歳）『懲戒免職』

令和元年度に実施した大阪府立学校実習教員採用選考において、過去の自らの経歴を偽って受験した。

⑥病気休暇中の旅行… 1件（1名）

・ 府立高等学校 女性講師（58歳）『減給1月』

令和5年10月から11月にかけて、病気休暇中に、合計5回、延べ15日間、宿泊を伴う旅行をした。

[管理監督責任]

校長（59歳） 厳重注意

(2) 公金公物関係… 7件（7名）

①通勤手当の不正受給等… 7件（7名）

ア 府立高等学校 男性首席（48歳）『減給1月』

令和3年10月から令和5年11月までの2年2か月間、公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、認定外の自動車通勤を

行い、通勤手当を不正に受給した。

**イ 府立支援学校 女性講師（53歳）『減給1月』**

公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、認定外の自動車通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

また、令和5年12月、学校隣地内に無断駐車を2回行った。

**ウ 府立支援学校 男性講師（27歳）『減給3月』**

公共交通機関で通勤する際、障がい者割引を利用し、通常より安価な方法で通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。また、同じ方法で合計4回、出張旅費を不正に受給した。

**エ 府立支援学校 男性講師（32歳）『減給3月』**

公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、一部区間について許可を得ずに自転車で通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。また、学校での聞き取りに対し虚偽の報告を行った。

**オ 府立支援学校 女性講師（55歳）『減給1月』**

令和5年5月に実家から引っ越しを行い、通勤経路を変更したが、令和5年6月から令和6年2月にかけて、引き続き実家から通勤し、通勤手当を不正に受給した。

**カ 府立高等学校 男性教諭（64歳）『減給1月』**

公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、一部区間について、許可を得ずに徒歩で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

**キ 府立高等学校 女性非常勤講師（66歳）『減給1月』**

公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、一部区間について許可を得ずに徒歩の通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

**（3）公務外非行…2件（2名）**

**①窃盗等…1件（1名）**

**・ 市立小学校 男性教諭（35歳）『懲戒免職』**

令和5年9月初旬、学校内で教諭2名の机から学級図書費の現金合計2万円を窃取した。また、自身の担任するクラスの学級図書費の現金1万円を約4か月間にわたり自宅で不適正に保管した。

なお、他の教諭2名については、現金管理の方法が不適切だった。

**[管理監督責任等]**

校 長（60歳） 訓戒  
教 諭（41歳） 訓告  
教 諭（27歳） 訓告

②痴漢…1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性教諭（34歳）『懲戒免職』

令和5年7月31日、駅構内で、一般女性とすれ違いざまに、その女性の胸に肘を押し当てて触る痴漢行為を行った。また、令和5年春頃にも同様の行為があった。

（4）交通法規違反等…2件（2名）

①酒気帯び運転…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（59歳）『停職6月』

令和5年2月15日、飲食店で飲酒をした後、自家用自動車を運転した。その後、有料道路の本線上で停車して車内で眠っていたところ、駆けつけた警察官に起こされ、身柄を拘束された。

②交通死亡事故…1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性校長（51歳）『減給1月』

令和5年7月20日16時10分頃、退勤後に通勤用の車で走行中、交差点を横断する高齢女性と衝突した。当該女性は救急搬送されたが、その後搬送先の病院で死亡した。

### 3 府教委の主な取組み

- 令和6年度の初任者研修において、服務等の理解を通して教育公務員としての自覚を持たせるための講義を実施した（令和6年4月4日からWeb配信方式により実施）。
- 「新任校長・新任教頭研修」において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に関する指導・監督を徹底するよう指示を行う（令和6年5月1日以降順次実施予定）。
- 令和6年度当初の「府立学校長会」、「市町村教育委員会教育長会議」において、教職員の不祥事防止に向けて、服務指導に努め、綱紀保持を徹底するよう指示した。

また、府教委が作成している「不祥事防止に向けたワークシート集」及び「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》」について、令和6年3月に法令等の改正に伴う修正や直近の非違行為の事例を掲載するなどの改訂を行い、研修等で活用するとともに、個々の意識改革、自覚と責任感の醸成を図るよう指示した。





教職員の懲戒処分における状況（校種別・行為態様別件数）【令和5年度】

校種	高校	支援学校	中学校	小学校	計	
件数	26	8	16	8	58	
種別	免職	停職	減給	戒告	計	
一般服務関係	体罰・暴行・傷害		1(1)	4(3)		5(4)
	児童・生徒へのわいせつ・セクハラ行為	9(3)	3(1)			12(4)
	不適切な指導・言動		3	3(1)		6(1)
	職務専念義務違反等			3(2)		3(2)
	倫理規定違反・経歴詐称	1		1(1)	1(1)	3(2)
	営利企業従事制限違反			1(1)		1(1)
	いじめ事案への不適切な対応			2(2)		2(2)
	欠勤・病気休暇中の旅行	1		1	1	3
不適正な事務処理等			2(2)		2(2)	
公金公物関係（手当等不正受給）				8		8
公務外非行関係	窃盗・遺失物横領	2(1)		1		3(1)
	盗撮・痴漢・児童買春	2(2)	2			4(2)
	ストーカー規制法違反		1(1)			1(1)
交通事故・交通法規違反			2(1)	1(1)		3(2)
監督責任					2	2
合計		15(6)	12(4)	27(13)	4(1)	58(24)

教職員の懲戒処分における状況（校種別・行為態様別件数）【令和4年度】

校種	高校	支援学校	中学校	小学校	計	
件数	25	11	12	3	51	
種別	免職	停職	減給	戒告	計	
一般服務関係	児童生徒への体罰・不適切な指導		2	4(1)		6(1)
	児童生徒へのわいせつ・セクハラ・不適切な行為	8(5)		1		9(5)
	教職員へのセクハラ行為			1(1)		1(1)
	営利企業従事制限違反			1		1
	休暇等の虚偽申請・入力	1		1	1	3
	職務専念義務違反・管理職への暴言		1(1)	1		2(1)
	管理職による不適切な対応				1(1)	1(1)
公金公物関係（着服、手当等不正受給）			3(1)	10(1)	1	14(2)
公務外非行関係	窃盗	2	1			3
	盗撮・児童買春・痴漢	5(2)				5(2)
	大麻取締法違反	1				1
	傷害・暴行			1(1)	1	2(1)
交通事故・交通法規違反		1(1)				1(1)
監督責任				2		2
合計		18(8)	7(2)	22(4)	4(1)	51(15)